

として五月三日争議團に會見を申込たる結果同日午後六時半より第一回の折衝をなしたのである。

第一回の折衝にては何等繼るところなく翌四日午前中更に第二回の折衝をなしたる結果松尾三藏に一任することになりたるを以て同日午後一時三度會見をなしたる處調停者の腹案たる次項條件に争議團は多少不満ありたるも松尾に壓倒され今後の抗争繼續は不利なるを覺り遂に腹案を賛成するに至つたのである。

十二、解 決 條 件

- 1、賃金値上は二割程度を認むること
- 2、住宅手當は會社社宅建設迄月三圓支給
- 3、月二回の公休日は日給を支給す
- 4、四大節は公休とし日給を支給す

- 5、購買組合は地元商人の干渉もあり早急施設不可能なるも會社に於て考慮す

○争議に要したる費用百九圓八拾錢は松尾代議士より二百圓を受領せる澤井菊松より支給を了す